

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月11日
【四半期会計期間】	第28期第1四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6685 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6685 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期 累計期間	第28期 第1四半期 累計期間	第27期
会計期間	自平成24年6月1日 至平成24年8月31日	自平成25年6月1日 至平成25年8月31日	自平成24年6月1日 至平成25年5月31日
売上高(百万円)	2,225	231	5,724
経常利益又は経常損失() (百万円)	64	109	93
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円)	63	110	89
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	977	1,097	1,097
発行済株式総数(株)	1,056,742	1,355,812	1,303,996
純資産額(百万円)	434	591	700
総資産額(百万円)	6,796	7,369	7,373
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	57.09	86.72	58.56
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	6.4	8.0	9.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第27期第1四半期累計期間及び第27期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第28期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、内需の回復を背景に緩やかな回復の動きを示しています。

政策効果により公共投資が増加基調を継続している他、個人消費が株高に伴う資産効果により耐久財や半耐久財消費が増加している他、サービス消費も底堅く推移するなど増加基調が続いています。

当社が属する不動産業界においては、消費マインドの改善を背景に先行指標となる新設住宅着工戸数が、前年を上回る水準で推移している他、首都圏マンションの初月契約率は好不況の分かれ目となる70%を7ヶ月連続で上回る等、回復傾向が続いています。これまで懸念されていた所得・雇用環境については、労働需給が緩やかな改善を示しており、持ち直しの動きが見られます。

このような状況の中、当社は、不動産販売事業として新規物件の取得や保有物件の売却を進めると共に、販売代理業務として不動産業務受託事業を推進してまいりました。この結果、売上高は231百万円（前年同四半期比89.6%減）、営業損失84百万円（前年同四半期は営業利益104百万円）、経常損失109百万円（前年同四半期は経常利益64百万円）、四半期純損失110百万円（前年同四半期は四半期純利益63百万円）となりました。

当第1四半期累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

(不動産販売事業)

不動産販売事業は、西池袋プロジェクトの一部売却等を実施いたしました。この結果、売上高は84百万円（前年同四半期比95.8%減）、セグメント利益は6百万円（同93.7%減）となりました。

(不動産業務受託事業)

不動産業務受託事業は、プレシス葛西臨海公園アスール（東京都江戸川区）やプレミアム ヴェール（東京都墨田区）、ワザック流山おおたかの森（千葉県流山市）において販売代理業務を行なうことにより販売代理手数料を確保しました。この結果、売上高は97百万円（同44.3%減）、セグメント利益は26百万円（同77.4%減）となりました。

(賃貸事業)

賃貸事業は、3物件から賃料収入を確保しております。売上高は50百万円（同0.8%増）、セグメント利益としては17百万円（同31.4%減）となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末から4百万円減少し、7,369百万円となりました。負債については、前事業年度末から105百万円増加し、6,778百万円となりました。また、純資産については、前事業年度末から109百万円減少し、591百万円となりました。前事業年度末からの主な変動要因は、以下のとおりであります。

資産については、新規物件の取得に伴い現金及び預金が236百万円減少する一方、販売用不動産が257百万円増加したことにより、概ね前事業年度末と同水準での着地となりました。負債の減少の主な要因については、新規物件の取得に伴って有利子負債が175百万円増加したことによるものであります。また、純資産の減少の主な要因としては、四半期純損失を計上したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000
第1種優先株式	346,925
計	1,800,000

(注)1. 定款において種類別の発行可能株式総数は、普通株式は1,800,000株、第1種優先株式は346,925株と定め
ております。ただし、発行可能株式総数と種類別の発行可能種類株式総数の合計との一致については、会社
法上要求されていないため、発行可能株式総数の計は1,800,000株と定めております。

2. 平成25年8月29日開催の定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会、並びに平成25年8月28日開催の
第1種優先株式に係る種類株主総会において定款の一部変更が行われ、普通株式の株式分割に伴い、平成25
年12月1日をもって発行可能株式総数は変更前より34,200,000株増加して36,000,000株、普通株式の発行可
能種類株式総数も34,200,000株増加して36,000,000株となります。第1種優先株式については変更ありませ
ん。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年10月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,277,877	1,277,877	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。(注)3
第1種優先株式	77,935	77,935		当社は単元株制度 は採用しておりま せん。 (注)2,3,4
計	1,355,812	1,355,812		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使、
及び第1種優先株式の取得請求権行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1種優先株式は、現物出資(借入金等の株式化 2,715百万円)によって発行されたものであります。

3. 平成25年8月29日開催の定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会、並びに平成25年8月28日開催の
第1種優先株式に係る種類株主総会において定款の一部変更が行われ、平成25年12月1日をもって単元株制
度を採用し、単元株式数は普通株式が100株、第1種優先株式が1株となります。

4. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

第1種優先株式

1. 優先配当金

(1) 第1種優先配当金

イ 当社は、平成25年5月31日(同日を含む。)までの日を基準日として、剰余金の配当(配当財産の種類
を問わない。但し、下記(4)但書の場合を除く。)を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載
又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の
登録株式質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通
株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第
1種優先株式1株につき下記(2)イに定める額の金銭(以下「第1種固定優先配当金」という。)を配
当する。但し、当該剰余金の配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、第1種固定優
先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払第1種固定優先配当金の配当を除く。)が
既に行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

口 当社は、平成25年6月1日(同日を含む。)以降の日を基準日として、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。但し、下記(4)但書の場合を除く。)を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき下記(2)口に定める額の金銭(以下「第1種変動優先配当金」という。)を配当する。

ハ 剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合には、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) 第1種優先配当金の額

イ 第1種固定優先配当金の額は、事業年度ごとに、1株につき、585円(但し、第1種優先株式について、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

ロ 第1種変動優先配当金の額は、同一の基準日において、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、普通株式1株につき、支払うこととなる剰余金の配当の額に2を乗じた額とする。

(3) 累積条項

平成25年5月31日(同日を含む。)までの日を基準日として、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度の初日までに累積した累積未払第1種固定優先配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の額の合計額が当該基準日を含む事業年度に係る第1種固定優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払第1種固定優先配当金」という。)については、第1種固定優先配当金及び第1種変動優先配当金並びに普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、第1種固定優先配当金又は第1種変動優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき8,000円及び累積未払第1種固定優先配当金の合計額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求期間

第1種優先株式の給付期日から起算して1年を経過した日以降とする。

(2) 取得の条件

第1種優先株主は、第1種優先株式の全部又は一部について、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株式1株につき下記イ及びロに定める取得比率により、下記八の定めに従い、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ 取得比率

当初の取得比率は2.000とする。

但し、平成24年9月7日以降は、ロに定める調整により、2.022とする。

ロ 取得比率の調整

- (a) 当社は、第 1 種優先株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式 (以下「取得比率調整式」という。) をもって取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}} \times \text{1株当たり時価}}$$

取得比率調整式の計算については、小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。取得比率調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記 (b) () ないし () の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得比率を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。取得比率調整式で使用する「交付普通株式数」は、下記 (b) () の場合には、株式の分割により増加する普通株式数 (基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。) とし、下記 (b) () の場合には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。取得比率調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記 (b) () の場合は当該払込金額 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、株式無償割当ての場合は 0 円)、下記 (b) () 及び () の場合は 0 円、下記 (b) () の場合は下記 (b) () で定める対価の額とする。取得比率調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) とする。

- (b) 取得比率調整式により第 1 種優先株式の取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記 (a) に定める 1 株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (株式無償割当ての場合を含む。) (但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使により交付する場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) 又は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は株式無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式について株式の分割をする場合

調整後の取得比率は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記 (a) に定める 1 株当たり時価を下回る対価 (下記 () において定義される。以下同じ。) をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合 (株式無償割当ての場合を含む。)、又は上記 (a) に定める 1 株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合 (株式無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利 (以下「取得請求権付株式等」という。) の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は株式無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式について株式の併合をする場合

調整後の取得比率は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

() 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) 上記(b)に定める取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

() 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために取得比率の調整を必要とするとき。

() 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

() その他当社が取得比率の調整を必要と認めるとき。

(d) 取得比率調整式により算出された調整後の取得比率と調整前の取得比率との差が0.0001未満の場合は、取得比率の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の取得比率は、その後取得比率の調整を必要とする事由が発生した場合の取得比率調整式において調整前取得比率とする。

(e) 取得比率の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得比率、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

八 取得と引換えに交付すべき普通株式数

株式対価取得請求に基づき当社が第1種優先株式の取得と引換えに第1種優先株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、第1種優先株主が取得を請求した第1種優先株式の数に、取得比率を乗じた数とする。なお、第1種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従った金銭の交付をしない。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成25年12月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来(以下「普通株式対価強制取得日」という。)をもって、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得(以下「普通株式対価強制取得」という。)すると引換えに、普通株式対価強制取得の対象である第1種優先株式の総数に、8,000円を普通株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、当該平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる割合(小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)(但し、当該割合が2.000(以下「上限割合」という。但し、上記5.(2)口に定める取得比率の調整が行われた場合には、上限割合にも必要な調整が行われる。)を超える場合には、上限割合とする。)を乗じて得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付することができる。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における第1種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に金銭対価強制取得日における上記5.(2)に定める取得比率を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)又は8,000円(但し、第1種優先株式について、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)のいずれか高い額とする。

8. 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項の規定を定款に定めております。
10. 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

決議年月日	平成25年7月18日及び平成25年7月31日
新株予約権の数(個)	1,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1株当たり) 5,170
新株予約権の行使期間	平成27年7月19日～ 平成32年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,440 資本組入額 4,220
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割、株式併合、合併、会社分割等に伴い当社の新株予約権1個の目的である株式の数を調整する場合に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、当社の新株予約権の行使価額（1株当たりの払込金額）を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記（注）2に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

次（当社の新株予約権の取得事由及び条件）に準じて決定する。

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）2により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日 (注)	51,816	1,355,812	-	1,097	-	120

(注)平成25年6月1日から平成25年8月31日までの間に、第1種優先株式の取得請求権行使により、発行済株式総数が51,816株増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1種優先株式77,935	-	第3.1(1)に記載のとおりであります。
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,226,061	1,226,061	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,303,996	-	-
総株主の議決権	-	1,226,061	-

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、明誠監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	439	203
受取手形及び売掛金	19	8
販売用不動産	254	512
仕掛販売用不動産	3,094	2,988
未成業務支出金	93	81
その他	122	236
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,024	4,029
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	879	870
土地	2,433	2,433
その他(純額)	5	4
有形固定資産合計	3,317	3,308
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
その他	32	32
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	31	31
固定資産合計	3,349	3,340
資産合計	7,373	7,369

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	373	373
短期借入金	1,123	1,269
1年内返済予定の長期借入金	630	1,216
未払法人税等	7	1
引当金	-	16
その他	360	277
流動負債合計	2,495	3,155
固定負債		
長期借入金	4,041	3,484
引当金	15	13
その他	121	124
固定負債合計	4,178	3,622
負債合計	6,673	6,778
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,097	1,097
資本剰余金	120	120
利益剰余金	516	627
株主資本合計	700	590
新株予約権	-	0
純資産合計	700	591
負債純資産合計	7,373	7,369

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
売上高	2,225	231
売上原価	1,972	188
売上総利益	252	43
販売費及び一般管理費	148	127
営業利益又は営業損失 ()	104	84
営業外収益		
預り敷金償却益	7	-
受取保険金	-	5
その他	1	0
営業外収益合計	9	6
営業外費用		
支払利息	23	28
融資手数料	25	3
その他	0	-
営業外費用合計	49	31
経常利益又は経常損失 ()	64	109
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	64	109
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
四半期純利益又は四半期純損失 ()	63	110

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式の分割)

当社は、平成25年7月18日開催の取締役会において、普通株式の株式分割について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用に伴い、一般的な投資単位等も勘案して実施するものであります。

2. 株式分割の割合

平成25年11月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割する。

3. 効力発生日

平成25年12月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当第1四半期累計期間の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

1株当たり四半期純損失金額 4円34銭

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
減価償却費	9百万円	9百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産業務受託事業	賃貸事業			
売上高						
外部顧客への売上高	2,000	174	50	2,225	-	2,225
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,000	174	50	2,225	-	2,225
セグメント利益	109	118	25	253	149	104

(注)1. セグメント利益の調整額 149百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産業務受託事業	賃貸事業			
売上高						
外部顧客への売上高	84	97	50	231	-	231
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	84	97	50	231	-	231
セグメント利益	6	26	17	51	135	84

(注)1. セグメント利益の調整額 135百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	57円09銭	86円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	63	110
普通株主に帰属しない金額(百万円)	8	-
(うち優先配当額(百万円))	(8)	(-)
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	54	110
普通株式の期中平均株式数(株)	954,352	1,272,488
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

平成25年9月12日及び平成25年9月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、平成25年9月30日に発行しております。

・株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役が在職中株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、企業価値向上に対する意欲を高め、責任を明確にすることを目的として、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)を発行するものであります。

・株式会社プロパスト第7回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数 490個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,450株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権1個当たり 23,620円(1株当たり4,724円)

上記金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定しております。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとします。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式5株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし(以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成25年10月1日から平成65年9月30日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記3.(3)の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「株式会社プロパスト第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日 平成25年9月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日 平成25年9月20日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数 当社取締役 7名 490個

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プロパストの平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月12日及び平成25年9月24日開催の取締役会において、会社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成25年9月30日に発行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。